

○ 農業土木工事施工管理基準（令和4年4月1日付け） 一部改正新旧対照表

改正後			現行		
農業土木工事施工管理基準			農業土木工事施工管理基準		
農業土木工事施工管理基準			農業土木工事施工管理基準		
目次			目次		
農業土木工事施工管理基準	.....	1	農業土木工事施工管理基準	.....	1
別表第1 直接測定による出来形管理	.....	3	別表第1 直接測定による出来形管理	.....	3
1 共通工事	.....	4	1 共通工事	.....	4
2 ほ場整備工事	.....	16	2 ほ場整備工事	.....	16
3 農用地造成工事	.....	18	3 農用地造成工事	.....	18
4 <u>舗装工事・道路改良</u> 工事	.....	22	4 <u>農道</u> 工事	.....	22
5 水路トンネル工事	.....	32	5 水路トンネル工事	.....	32
6 水路工事	.....	36	6 水路工事	.....	36
7 <u>排水路工事・河川</u> 工事	.....	42	7 <u>河川及び排水路</u> 工事	.....	42
8 管水路工事	.....	46	8 管水路工事	.....	46
9 畑かん施設工事	.....	76	9 畑かん施設工事	.....	76
10 橋梁工事	.....	78	10 橋梁工事	.....	78
11 橋梁下部工事	.....	82	11 橋梁下部工事	.....	82
12 法面保護工事	.....	88	12 法面保護工事	.....	88
13 暗渠排水工事	.....	94	13 暗渠排水工事	.....	94
14 フィルダム工事	.....	96	14 フィルダム工事	.....	96
15 頭首工工事	.....	100	15 頭首工工事	.....	100
16 海岸河川工事	.....	102	16 海岸河川工事	.....	102
17 ため池改修工事	.....	104	17 ため池改修工事	.....	104
別表 ア、イ、ウ、エ、オ、カ	.....	109	別表 ア、イ、ウ、エ、オ、カ	.....	109
別表第2 撮影記録による出来形管理	.....	121	別表第2 撮影記録による出来形管理	.....	121
1 共通工事	.....	122	1 共通工事	.....	122
2 ほ場整備工事	.....	124	2 ほ場整備工事	.....	124
3 農用地造成工事	.....	126	3 農用地造成工事	.....	126
4 <u>舗装工事・道路改良</u> 工事	.....	126	4 <u>農道</u> 工事	.....	126
5 水路トンネル工事	.....	128	5 水路トンネル工事	.....	128
6 水路工事	.....	128	6 水路工事	.....	128
7 <u>排水路工事・河川</u> 工事	.....	128	7 <u>河川及び排水路</u> 工事	.....	128
8 管水路工事	.....	130	8 管水路工事	.....	130
9 畑かん施設工事	.....	132	9 畑かん施設工事	.....	132

○ 農業土木工事施工管理基準（令和4年4月1日付け） 一部改正新旧対照表

改正後				現行			
1 0	橋梁工事	.....	132	1 0	橋梁工事	.....	132
1 1	橋梁下部工事	.....	132	1 1	橋梁下部工事	.....	132
1 2	法面保護工事	.....	134	1 2	法面保護工事	.....	134
1 3	暗渠排水工事	.....	134	1 3	暗渠排水工事	.....	134
1 4	フィルダム工事	.....	134	1 4	フィルダム工事	.....	134
1 5	頭首工工事	.....	136	1 5	頭首工工事	.....	136
1 6	海岸河川工事	.....	136	1 6	海岸河川工事	.....	136
1 7	ため池改修工事	.....	136	1 7	ため池改修工事	.....	136
別表第3 品質管理 [略]				別表第3 品質管理 [略]			
別表第4 品質・出来高管理様式（土木部・農政部・林務水産部統一様式） [略]				別表第4 品質・出来高管理様式（土木部・農政部・林務水産部統一様式） [略]			
【参考】 参考資料 [略]				【参考】 参考資料 [略]			
農業土木工事施工管理基準				農業土木工事施工管理基準			
第1 目的 ～ 第4 施工管理の実施 [略]				第1 目的 ～ 第3 施工管理の基本構成 [略]			
第5 用語の定義 [略]				第5 用語の定義 [略]			
規格値 [略]				規格値 [略]			
管理基準値.....管理基準値は、「規格値」の範囲内に収まるよう、受注者が実施する施工管理の基本的な基準を参考までに示したものである。そのため、この基準を踏まえて自社管理基準値を独自に設定し、自主的な管理を実施することを妨げるものではない。 <u>県統一様式に「自社管理基準値」欄を設けるのは妨げない。</u>				管理基準値.....管理基準値は、「規格値」の範囲内に収まるよう、受注者が実施する施工管理の基本的な基準を参考までに示したものである。そのため、この基準を踏まえて自社管理基準値を独自に設定し、自主的な管理を実施することを妨げるものではない。 <u>なお、この管理基準値は県統一様式における「規格値」欄に記載して使用することとする。</u>			

○ 農業土木工事施工管理基準（令和4年4月1日付け） 一部改正新旧対照表

改正後					現行								
別表第1 直接測定による出来高管理 1～3 [略]					別表第1 直接測定による出来高管理 1～3 [略]								
舗装工事 ・ 道路改良工事	4 路盤工	項目	(参考) 管理基準値(mm)	規格値(mm)	測定基準	4 路盤工	項目	(参考) 管理基準値(mm)	規格値(mm)	測定基準			
			基準高(V)	⊕ 30				⊕ 50	⊕ 30		⊕ 50		
		幅(B)	⊖ 50 ⊖ 35	⊖ 50			⊕ 50 ⊖ 35	⊖ 50					
		厚さ(T)	下層路盤	⊕ 30			下層	⊖ 50	下層路盤		⊕ 30	下層	⊖ 50
			上層路盤	⊕ 20			上層	⊖ 30	上層路盤		⊕ 20	上層	⊖ 30
	中心線のズレ(e)	⊕ 65	⊕ 100	⊕ 65	⊕ 100								
	施工延長		⊖ 0.2%、 ただし延長 150m未満 ⊖ 100		⊖ 0.2%、 ただし延長 150m未満 ⊖ 100								
	コンクリート 舗装工	幅(B)	⊕ 30 ⊖ 20	⊖ 30	幅、中心線のズレについては施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。 厚さはおおむね500㎡に1個の割合でコアを取りコア又はコアホールにより測定する。	コンクリート 舗装工	幅(B)	⊕ 30 ⊖ 20	⊖ 30	幅、中心線のズレについては施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。 厚さはおおむね500㎡に1個の割合でコアを取りコア又はコアホールにより測定する。			
	アスファルト 舗装工					アスファルト 舗装工							
	5～6 [略]					5～6 [略]							

○ 農業土木工事施工管理基準（令和4年4月1日付け） 一部改正新旧対照表

改正後					現行					
工種	項目	(参考) 管理基準値(mm)	規格値(mm)	測定基準	工種	項目	(参考) 管理基準値(mm)	規格値(mm)	測定基準	
排水路工事・河川工事	7 コンクリート法覆工 アスファルト法覆工	基準高(V)	⊖ 30	⊕ 45	施工延長おおむね50mにつき1箇所割合で測定する。 上記未满是2箇所測定する。	7 河川及 び河川 工事	コンクリート法覆工 アスファルト法覆工	基準高(V)	⊖ 30	⊕ 45
		厚さ(T)	厚さ10cm未満 ⊖ 15	⊖ 20				厚さ10cm未満 ⊖ 15	⊖ 20	
			〃 10cm以上 ⊕ 20	⊖ 30					〃 10cm以上 ⊕ 20	⊖ 30
		法長(L)	法長2m未満 ⊖ 30	⊖ 50				法長2m未満 ⊕ 30	⊖ 50	
	〃 2m以上 ⊕ 65		⊖ 100	〃 2m以上 ⊕ 65	⊖ 100					
	施工延長		⊖ 0.1%、 ただし延長 150m未満 ⊖ 150		⊖ 0.1%、 ただし延長 150m未満 ⊖ 150					
	コンクリートブロック積み水路 鉄筋コンクリート柵渠	基準高(V)	⊖ 30	⊕ 50	基準高、中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね50mにつき1箇所割合で測定する。 中心線のズレ(曲線部)についてはおおむね10mにつき1箇所割合で測定する。 上記未满是2箇所測定する。 幅、高さについては施工延長50mにつき1箇所割合で測定する。 上記未满是2箇所測定する。	7 河川及 び河川 工事	コンクリートブロック積み水路 鉄筋コンクリート柵渠	基準高(V)	⊖ 30	⊕ 50
		幅(B)	⊖ 25	⊖ 40				幅(B)	⊖ 25	⊖ 40
		高さ(H)	⊖ 25	⊖ 40				高さ(H)	⊖ 25	⊖ 40
		中心線のズレ(e)	直線部 ⊕ 35	直線部 ⊕ 50				直線部 ⊕ 35	直線部 ⊕ 50	
曲線部 ⊕ 65			曲線部 ⊕ 100	曲線部 ⊕ 65					曲線部 ⊕ 100	
施工延長		⊖ 0.1%、 ただし延長 150m未満 ⊖ 150		⊖ 0.1%、 ただし延長 150m未満 ⊖ 150						
8～17 [略]					8～17 [略]					
別表第2 撮影記録による出来高管理 [略]					別表第2 撮影記録による出来高管理 [略]					

○ 農業土木工事施工管理基準（令和4年4月1日付け） 一部改正新旧対照表

改正後				現行				
別表第2 撮影記録による出来高管理 1～3 [略]				別表第3 品質管理 1～3 [略]				
舗装工事・道路改良工事	4	1. 路盤工	施工延長おおむね50～100mにつき1箇所割合で撮影する。 上記未達は2箇所撮影する。	幅、まき出し厚さ、転圧、その他必要箇所を撮影する。	4	1. 路盤工	施工延長おおむね50～100mにつき1箇所割合で撮影する。 上記未達は2箇所撮影する。	幅、まき出し厚さ、転圧、その他必要箇所を撮影する。
		2. コンクリート舗装工 アスファルト舗装工	上記と同一。	幅、厚さ、その他必要箇所を撮影する。		2. コンクリート舗装工 アスファルト舗装工	上記と同一。	幅、厚さ、その他必要箇所を撮影する。
		3. 砂利舗装工	上記と同一。	幅、まき出し厚さ、転圧、その他必要箇所を撮影する。		3. 砂利舗装工	上記と同一。	幅、まき出し厚さ、転圧、その他必要箇所を撮影する。
		4. 道路トンネル	巻厚については1スパンにつき1箇所割合で撮影する。 その他掘削タイプの変化する毎に1箇所割合で撮影する。	巻厚、型枠、切羽、支保工、矢板、坑口、その他必要箇所を撮影する。		4. 道路トンネル	巻厚については1スパンにつき1箇所割合で撮影する。 その他掘削タイプの変化する毎に1箇所割合で撮影する。	巻厚、型枠、切羽、支保工、矢板、坑口、その他必要箇所を撮影する。
		5. 道路トンネル (NATM)	掘削はタイプの変化する毎に1箇所、ロックボルトは100mに1箇所、コンクリート吹付は50mに1箇所、巻厚については1スパンにつき1箇所割合で撮影する。	巻厚、型枠、切羽、支保工、ロックボルト、コンクリート吹付、坑口、その他必要箇所を撮影する。		5. 道路トンネル (NATM)	掘削はタイプの変化する毎に1箇所、ロックボルトは100mに1箇所、コンクリート吹付は50mに1箇所、巻厚については1スパンにつき1箇所割合で撮影する。	巻厚、型枠、切羽、支保工、ロックボルト、コンクリート吹付、坑口、その他必要箇所を撮影する。
5～6 [略]				5～6 [略]				

○ 農業土木工事施工管理基準（令和4年4月1日付け） 一部改正新旧対照表

改正後			現行				
4 排水路工事・河川工事	1. コンクリート法覆工 アスファルト法覆工	上記と同一。	幅、厚さ、法長、法勾配、その他必要箇所を撮影する。	4 河川及び排水路工事	1. コンクリート法覆工 アスファルト法覆工	上記と同一。	幅、厚さ、法長、法勾配、その他必要箇所を撮影する。
	2. コンクリートブロック積み水路 鉄筋コンクリート 柵渠	上記と同一。	コンクリートブロック積み水路については基礎関係、裏込、幅、高さ、その他必要箇所を、鉄筋コンクリート柵渠については、アーム間隔、柵板設置、その他必要箇所を撮影する。		2. コンクリートブロック積み水路 鉄筋コンクリート 柵渠	上記と同一。	コンクリートブロック積み水路については基礎関係、裏込、幅、高さ、その他必要箇所を、鉄筋コンクリート柵渠については、アーム間隔、柵板設置、その他必要箇所を撮影する。
	3. ライニング水路 連節ブロック張り コンクリートマット	上記と同一。	布設、幅、法長、その他必要箇所を撮影する。		3. ライニング水路 連節ブロック張り コンクリートマット	上記と同一。	布設、幅、法長、その他必要箇所を撮影する。

8～17 [略]

○ 農業土木工事施工管理基準（令和4年4月1日付け） 一部改正新旧対照表

改正後						現行						
別表第3 品質管理						別表第3 品質管理						
1 コンクリート関係 [略]						1 コンクリート関係 [略]						
2 土質関係						2 土質関係						
工種	項目	区分	試験（測定）項目	試験方法	試験（測定）基準	工種	項目	区分	試験（測定）項目	試験方法	試験（測定）基準	
道 路 工	(1)	材 料	突固めによる土の締固め試験	JIS A 1210	工事着手前1回及び盛土材料が変わった場合。	道 路 工	(1)	材 料	突固めによる土の締固め試験	JIS A 1210	工事着手前1回及び盛土材料が変わった場合。	
			CBR試験	JIS A 1211					CBR試験	JIS A 1211		
			土粒子の密度試験	JIS A 1202					土粒子の密度試験	JIS A 1202		
		施 工	砂置換法による土の密度試験	JIS A 1214	路体 土量5,000m <sup>3</sup> 以上の場合は1,000m <sup>3</sup> につき1回、5,000m <sup>3</sup> 未満は延長200mにつき1回、測定箇所は横断方向に3点とする。 高盛土の場合は監督職員の指示による。  路床 延長200m毎に1回、測定箇所は横断方向に3点。			路体 土量5,000m <sup>3</sup> 以上の場合は1,000m <sup>3</sup> につき1回、5,000m <sup>3</sup> 未満は延長200mにつき1回、測定箇所は横断方向に3点とする。 高盛土の場合は監督職員の指示による。  路床 延長200m毎に1回、測定箇所は横断方向に3点。	路体 土量5,000m <sup>3</sup> 以上の場合は1,000m <sup>3</sup> につき1回、5,000m <sup>3</sup> 未満は延長200mにつき1回、測定箇所は横断方向に3点とする。 高盛土の場合は監督職員の指示による。  路床 延長200m毎に1回、測定箇所は横断方向に3点。			
			土の含水比試験	JIS A 1203						土の含水比試験	JIS A 1203	
			現場CBR試験	JIS A 1222						現場CBR試験	JIS A 1222	
			道路の平板載荷試験	JIS A 1215						道路の平板載荷試験	JIS A 1215	
	ブルーフローリング	舗装調査・試験法 便覧G023	路床仕上げ後、全幅、全区間について実施する。	ブルーフローリング	舗装試験便覧		路床仕上げ後、全幅、全区間について実施する。					
	(2)	材 料	突固めによる土の締固め試験	JIS A 1210	中規模以上の工事：施行前、材料変更時		中規模以上の工事：施行前、材料変更時	(2)	材 料	突固めによる土の締固め試験	JIS A 1210	中規模以上の工事：施行前、材料変更時
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102						骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	
修正CBR試験			舗装調査・試験法 便覧E001	小規模以下の工事：施行前	修正CBR試験	舗装試験便覧				小規模以下の工事：施行前		
		425μmふるい通過部分の塑性指数	JIS A 1205		425μmふるい通過部分の塑性指数	JIS A 1205						

○ 農業土木工事施工管理基準（令和4年4月1日付け） 一部改正新旧対照表

改正後					現行							
工種	項目	区分	試験（測定）項目	試験方法	試験（測定）基準	工種	項目	区分	試験（測定）項目	試験方法	試験（測定）基準	
道 路 工	(2)	材	鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法 便覧 E004 JIS A 5015 付属書 2	中規模以上の工事：施行前、材 料変更時 小規模以下の工事：施行前	(2)	材	料	鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装試験法便覧 JIS A 5015 付属書 2	中規模以上の工事：施行前、材 料変更時 小規模以下の工事：施行前	
			道路用スラグの呈色判定試験	JIS A 5015 付属書 1					道路用スラグの呈色判定試験	JIS A 5015 付属書 1		
		施 工	砂置換法による土の密度試験	JIS A 1214	延長 200m毎に 1 回、測定箇所は横断方向に 3 点。		延長 200m毎に 1 回、測定箇所は横断方向に 3 点。 下層路盤仕上げ後、全幅、全区間について実施する。 特別仕様書による。 中規模維持用の工事：異常が認められたとき	施 工	工	砂置換法による土の密度試験	JIS A 1214	延長 200m毎に 1 回、測定箇所は横断方向に 3 点。
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法 便覧 G023	ブルーフローリング					舗装試験法便覧		
			道路の平板載荷試験	JIS A 1215	道路の平板載荷試験					JIS A 1215		
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	骨材のふるい分け試験					JIS A 1102		
			425 μmふるい通過部分の塑性指数	JIS A 1205	425 μmふるい通過部分の塑性指数					JIS A 1205		
	土の含水比試験	JIS A 1203	土の含水比試験	JIS A 1203								
	(3)	材	料	突固めによる土の締固め試験	JIS A 1210	中規模以上の工事：施行前、材 料変更時 小規模以下の工事：施行前	(3)	材	料	突固めによる土の締固め試験	JIS A 1210	中規模以上の工事：施行前、材 料変更時 小規模以下の工事：施行前
				骨材のふるい分け試験	JIS A 1102					骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	
			修正 C B R 試験	舗装調査・試験法 便覧 E001	修正 C B R 試験	舗装試験法便覧						
			425 μmふるい通過部分の塑性指数	JIS A 1205	425 μmふるい通過部分の塑性指数	JIS A 1205						
			単位容積質量	JIS A 1104	単位容積質量	JIS A 1104						
			鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法 便覧 E004 JIS A 5015 付属書 2	鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装試験法便覧 JIS A 5015 付属書 2						
道路用スラグの呈色判定試験			JIS A 5015 付属書 1	道路用スラグの呈色判定試験	舗装試験法便覧 JIS A 5015 付属書 1							
道路用スラグの一軸圧縮試験		JIS A 5015 付属書 3	道路用スラグの一軸圧縮試験	JIS A 5015 付属書 3								
施 工		砂置換法による土の密度試験	JIS A 1214	延長 200m毎に 1 回、測定箇所は横断方向に 3 点。	延長 200m毎に 1 回、測定箇所は横断方向に 3 点。 中規模以上の工事：定期的又は随時（1～2回/日） 中規模以上の工事：異常が認められるとき 特別仕様書による。 異常が認められたとき	施 工	工	砂置換法による土の密度試験	JIS A 1214	延長 200m毎に 1 回、測定箇所は横断方向に 3 点。		
		骨材のふるい分け試験（2.36mmふるい）	舗装調査・試験法 便覧 A003	骨材のふるい分け試験（2.36mmふるい）				舗装試験法便覧				
		骨材のふるい分け試験（75 μmふるい）	舗装調査・試験法 便覧 A003	骨材のふるい分け試験（75 μmふるい）				舗装試験法便覧				
		道路の平板載荷試験	JIS A 1215	道路の平板載荷試験				JIS A 1215				
		425 μmふるい通過部分の塑性指数	JIS A 1205	425 μmふるい通過部分の塑性指数				JIS A 1205				
		土の含水比試験	JIS A 1203	土の含水比試験				JIS A 1203				



○ 農業土木工事施工管理基準（令和4年4月1日付け） 一部改正新旧対照表

改正後					現行													
工種	項目	区分	試験（測定）項目	試験方法	試験（測定）基準	工種	項目	区分	試験（測定）項目	試験方法	試験（測定）基準							
道路工	(4)	材	配合試験	舗装施工便覧	配合毎。	道路工	(4)	材	配合試験	舗装施工便覧	配合毎。							
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	中規模以上の工事：施行前、材料変更時 小規模以下の工事：施行前				道路工	(4)	材	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	中規模以上の工事：施行前、材料変更時 小規模以下の工事：施行前				
			修正CBR試験	<a href="#">舗装調査・試験法便覧 E001</a>								修正CBR試験	<a href="#">舗装試験法便覧</a>					
			425μmふるい通過部分の塑性指数	JIS A 1205	中規模以上の工事：定期的又は随時（1～2回/日）							道路工	(4)	材	425μmふるい通過部分の塑性指数	JIS A 1205	中規模以上の工事：定期的又は随時（1～2回/日）	
			突固めによる土の締固め試験	JIS A 1210											突固めによる土の締固め試験	JIS A 1210		
			安定処理混合物の一軸圧縮試験	<a href="#">舗装調査・試験法便覧 E013</a>											安定処理混合物の一軸圧縮試験	<a href="#">舗装試験法便覧</a>		
	施工	混合後の粒度の試験（2.36mmふるい）	<a href="#">舗装調査・試験法便覧 A003</a>	中規模以上の工事：異常が認められるとき	道路工	(4)	材	混合後の粒度の試験（2.36mmふるい）							<a href="#">舗装試験法便覧</a>	中規模以上の工事：異常が認められるとき		
		混合後の粒度の試験（75μmふるい）	<a href="#">舗装調査・試験法便覧 A003</a>					混合後の粒度の試験（75μmふるい）	<a href="#">舗装試験法便覧</a>									
		砂置換法による土の密度試験	JIS A 1214					延長200m毎に1回、測定箇所は横断方向に3点。	道路工	(4)	材				砂置換法による土の密度試験		JIS A 1214	延長200m毎に1回、測定箇所は横断方向に3点。
		セメント及び石灰の定量試験	<a href="#">舗装調査・試験法便覧 G024, G025</a>									セメント及び石灰の定量試験	<a href="#">舗装試験法便覧</a>					
		土の含水比試験	JIS A 1203					異常が認められるとき				道路工	(4)	材	土の含水比試験		JIS A 1203	異常が認められるとき

  

水路工（インバート下の盛土）	[略]
水路工（管水路）	[略]
堤防工	[略]
3 石材関係	[略]

  

水路工（インバート下の盛土）	[略]
水路工（管水路）	[略]
堤防工	[略]
3 石材関係	[略]

○ 農業土木工事施工管理基準（令和4年4月1日付け） 一部改正新旧対照表

改正後					現行				
4 アスファルト関係					4 アスファルト関係				
工種	区分	試験（測定）項目	試験方法	試験（測定）基準	工種	区分	試験（測定）項目	試験方法	試験（測定）基準
ア ス フ ァ ル ト	(1) 材 料	針入度試験	JIS K 2207	当初及び製造工場又は規格の変動毎に製造工場に提出させる。	ア ス フ ァ ル ト	(1) 材 料	針入度試験	JIS K 2207	当初及び製造工場又は規格の変動毎に製造工場に提出させる。
		軟化点試験	JIS K 2207				軟化点試験	JIS K 2207	
		伸度試験	JIS K 2207				伸度試験	JIS K 2207	
		トルエン可溶分試験	JIS K 2207				トルエン可溶分試験	JIS K 2207	
		引火点試験	JIS K 2207 <u>(JIS K 2265-4)</u>				引火点試験	JIS K 2207	
		薄膜加熱試験	JIS K 2207				薄膜加熱試験	JIS K 2207	
		蒸発後の針入度比試験	JIS K 2207				蒸発後の針入度比試験	JIS K 2207	
		密度試験	JIS K 2207				密度試験	JIS K 2207	
		高温動粘度試験	舗装調査・試験法 便覧A050				高温動粘度試験	舗装調査・試験法 便覧A050	
		60℃粘土試験	舗装調査・試験法 便覧A051				60℃粘土試験	舗装調査・試験法 便覧A051	
		タフネス・テナシティ 試験	<u>舗装調査・試験法 便覧A057</u>				タフネス・テナシティ 試験	<u>舗装試験法便覧 3- 5-17</u>	
		石油アスファルト乳剤 の品質試験	JIS K 2208				石油アスファルト乳剤 の品質試験	JIS K 2208	
		骨材のふるい分け試験	JIS A 1102				製造会社の試験成績書による。 現場混合の場合は、各配合毎工事開始 前1回、施工中材料及び配合に変動が 生じた場合はその都度1回。	骨材のふるい分け試験	
	細骨材の密度及び吸水 率試験	JIS A 1109	細骨材の密度及び吸水 率試験	JIS A 1109					
	粗骨材の密度及び吸水 率試験	JIS A 1110	粗骨材の密度及び吸水 率試験	JIS A 1110					
	フィラーの粒度試験	JIS A 5008	フィラーの粒度試験	JIS A 5008					
	フィラーの水分試験	JIS A 5008	フィラーの水分試験	JIS A 5008					
	フィラーの塑性指数 試験	JIS A 1205	フィラーの塑性指数 試験	JIS A 1205					
	フィラーのフロー試験	<u>舗装調査・試験法 便覧A016</u>	フィラーのフロー試験	<u>舗装試験法便覧 3-4-15</u>					
	フィラーの水浸膨張試 験	<u>舗装調査・試験法 便覧A013</u>	フィラーの水浸膨張試 験	<u>舗装試験法便覧 3-4-12</u>					
フィラーの剥離抵抗性 試験	<u>舗装調査・試験法 便覧A014</u>	フィラーの剥離抵抗性 試験	<u>舗装試験法便覧 3-4-13</u>						

○ 農業土木工事施工管理基準（令和4年4月1日付け） 一部改正新旧対照表

改正後					現行				
工種	区分	試験（測定）項目	試験方法	試験（測定）基準	工種	区分	試験（測定）項目	試験方法	試験（測定）基準
ア ス フ ァ ル ト	(1) 材 料	製鋼スラグの水浸膨張性試験	<a href="#">舗装調査・試験法便覧 A018</a>	製造会社の試験成績書による。 現場混合の場合は、各配合毎工事開始前1回、施工中材料及び配合に変動が生じた場合はその都度1回。	ア ス フ ァ ル ト	(1) 材 料	製鋼スラグの水浸膨張性試験	<a href="#">舗装試験法便覧 3-4-17</a>	製造会社の試験成績書による。 現場混合の場合は、各配合毎工事開始前1回、施工中材料及び配合に変動が生じた場合はその都度1回。
		製鋼スラグの密度及び吸水率試験	JIS A 1110				製鋼スラグの密度及び吸水率試験	JIS A 1110	
		骨材のすりへり試験	JIS A 1121				骨材のすりへり試験	JIS A 1121	
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122				硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	
		粗骨材の軟石量試験	JIS A 1126				粗骨材の軟石量試験	JIS A 1126	
		骨材中に含まれる粘土塊量試験	JIS A 1137				骨材中に含まれる粘土塊量試験	JIS A 1137	
		粗骨材の形状試験	<a href="#">舗装調査・試験法便覧 A008</a>				粗骨材の形状試験	<a href="#">舗装試験法便覧 3-4-7</a>	
	(2) ブ ラ ン ト	配合試験	<a href="#">舗装調査・試験法便覧</a>	製造会社の報告書による。 現場混合の場合は、配合毎に各1回。 製造会社の定期試験結果による。 現場混合の場合において、印字記録による場合は全数、抽出試験による場合は1日につき1回。		(2) ブ ラ ン ト	配合試験	<a href="#">舗装試験法便覧</a>	製造会社の報告書による。 現場混合の場合は、配合毎に各1回。 製造会社の定期試験結果による。 現場混合の場合において、印字記録による場合は全数、抽出試験による場合は1日につき1回。
	アスファルト抽出粒度分析試験	<a href="#">舗装調査・試験法便覧 G028</a>	アスファルト抽出粒度分析試験			<a href="#">舗装試験法便覧 3-9-6</a>			
	温度測定（アスファルト、骨材、混合物）	温度計による	温度測定（アスファルト、骨材、混合物）			温度計による			
基準密度の決定	<a href="#">舗装調査・試験法便覧 B008</a>	基準密度の決定	<a href="#">舗装試験法便覧 3-7-7</a>						
		製造会社の試験成績書による。 現場混合は、当初の2日間、午前、午後各1回、3個。					製造会社の試験成績書による。 現場混合は、当初の2日間、午前、午後各1回、3個。		

○ 農業土木工事施工管理基準（令和4年4月1日付け） 一部改正新旧対照表

改正後					現行				
工種	区分	試験（測定）項目	試験方法	試験（測定）基準	工種	区分	試験（測定）項目	試験方法	試験（測定）基準
	設 現 場	(3) 舗 設 温度測定 (初期締固め前)	温度計による	トラック1台毎。		設 現 場	(3) 舗 設 温度測定 (初期締固め前)	温度計による	トラック1台毎。
		密度測定	<a href="#">舗装調査・試験法 便覧 B008</a>	500㎡につき1個。(直径10cmを原則とする)			密度測定	<a href="#">舗装試験法便覧</a>	500㎡につき1個。(直径10cmを原則とする)
5 プレキャストコンクリート製品及び鋼材関係 [略]					5 プレキャストコンクリート製品及び鋼材関係 [略]				
6 その他の二次製品 [略]					6 その他の二次製品 [略]				
別表第4 品質・出来高管理様式（土木部・農政部・環境林務部 統一様式） [略]					別表第4 品質・出来高管理様式（土木部・農政部・環境林務部 統一様式） [略]				